

平成24年 第2回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成24年6月19日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成24年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第52号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第53号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第54号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第55号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第56号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第57号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第58号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第59号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第60号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第64号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第65号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第66号 築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第67号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第69号 物品売買契約の締結について
- 日程第18 発議第4号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議(案)について
- 日程第19 意見書案第3号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について
- 日程第20 意見書案第4号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書案(案)について
- 日程第21 意見書案第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書(案)について
- 日程第22 意見書案第6号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

(案)について

(追加分)

日程第23 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第52号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について

日程第2 議案第53号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第54号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第55号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第56号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第57号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第58号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第59号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第60号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第61号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第62号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第63号 築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第64号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第65号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第66号 築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第67号 町道路線の変更について

日程第17 議案第69号 物品売買契約の締結について

日程第18 発議第4号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議(案)について

日程第19 意見書案第3号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について

日程第20 意見書案第4号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書案(案)について

日程第21 意見書案第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書(案)について

日程第22 意見書案第6号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)について

(追加分)

日程第23 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 宮尾 孝好君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 神崎 一浩君

学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 田原 泰之君
監査事務局長 石川 武巳君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第52号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、所管の項目につきまして慎重に審査しました結果、町民劇、学供、公民館等の整備費及び人事異動に伴う人件費の組み替えが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、水田農業経営強化事業、浜の宮のトイレの整備、企業誘致条例の整備のための増額補正が主なものであります。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、電算システムの更新費用及び地域防災計画の見直し並びに消防施設整備が主な増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第8. 議案第59号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第2、議案第53号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第8、議案第59号の平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第59号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第53号から議案第59号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。
厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第53号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、弁護士費用等で組み替えがあり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本案につきまして慎重に審査した結果、後期高齢者支援拠出金及び介護納付金の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について並びに議案第56号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第57号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第58号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、以上の案につきまして慎重に審査した結果、人事異動に伴う人件費の増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、本案につきましては、東九州

自動車道椎田インターチェンジの工事に伴う配水管布設がえ工事に伴う増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第2、議案第53号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論終わります。

これより議案第53号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第54号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第55号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8議案第59号平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号

議長(田村 兼光君) 日程第9、議案第60号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第60号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第61号

日程第11. 議案第62号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第10、議案第61号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議案第62号の築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定までは、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第62号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第61号から議案第62号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第61号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第10、議案第61号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この税条例の一部を改正する条例についてですが、町民税の申告の簡素化や東日本大震災にかかわる震災特例などについては評価いたしますが、地方税法には平成26年度から固定資産税の据置特例が廃止となります。

前年度の課税標準額の据置が廃止され、負担水準が100%になるまで課税標準額が上がる内容となっておりますので反対いたします。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ございませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第61号について採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第62号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第63号

日程第13. 議案第64号

日程第14. 議案第65号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第12、議案第63号築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第65号の築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定までは厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第65号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第63号から議案第65号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第63号築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、3案を慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第12、議案第63号築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第64号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第65号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第66号

日程第16、議案第67号

日程第17、議案第69号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第15、議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、議案第69号の物品売買契約の締結については産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第69号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第66号から議案第69号までの委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員、産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の

制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、企業誘致の条件整備に伴う町道の変更であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号物品売買契約の締結について、本案について慎重に審査した結果、本案は農業情報統合管理システムの売買契約の締結で、担当課から導入の経過、業者見積もり比較検討の資料の提出及び説明を受け、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第15、議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第67号町道路線の変更についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第69号物品売買契約の締結についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 発議第4号

日程第19. 意見書案第3号

日程第20. 意見書案第4号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第18、発議第4号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議(案)から、日程第20、意見書案第4号の東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)までは産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号から意見書案第4号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、発議第4号から意見書案第4号までの委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。
産業建設常任委員長(中島 英夫君) 発議第4号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議(案)について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

意見書案第3号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

意見書案第4号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第18、発議第4号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議(案)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、意見書案第3号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第4号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより意見書案第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21.意見書案第5号

議長(田村 兼光君) 日程第21、意見書案第5号基地対策予算の増額等を求める意見書(案)について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 意見書案第5号基地対策予算の増額等を求める意見書(案)について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより意見書案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22.意見書案第6号

議長(田村 兼光君) 日程第22、意見書案第6号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 意見書案第6号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分

の1復元に係る意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより意見書案第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、どうも失礼しました。ここで追加議案です。

お諮りします。日程第23、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、委員会付託を省略し本日即決することに決定しました。

日程第23 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第23、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を(「済ませません」と呼ぶ者あり)武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 意見書(案)第2号で継続審査に前回からなってる分があります。委員会では

審議未了となってるわけなんです、上程した以上はこの議会でその決定をしないといけないと思うんですが、その点はどうなったのかを御報告お願いいたしたいと思います。

事務局長(進 克則君) 先ほど言われました意見書(案)第2号、厚生文教常任委員会で前回3月から継続審査でございましたけど、今回審議ができないということで、今回の本会議につきましては報告なし。そして、報告なしで本会議終了とともに、審議未了ということで廃案になります。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成24年第2回築上町議会定例会を閉会します。

午前10時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員